

28. 10

パリ条約第4条A（2）の正規の国内
出願を基礎とする優先権主張の
手続の
取扱い

1. パリ条約第4条A（2）の規定により二国間又は多数国間の条約により正規の国内出願とされる出願を基礎として優先権を主張する出願の手続において、特許法第43条第1項の規定に基づき記載するパリ条約の同盟国の国名については、次のとおり記載すれば足りるものとする。

（1）二以上の国において効力を有する特許（広域特許）の出願（以下「広域出願」という。）である場合には、当該広域特許を付与する権限を有する機関^注¹の名称又は当該広域出願における指定国のうちの一の国の国名

（2）特許協力条約に基づく国際出願である場合には、「世界知的所有権機関」又は当該国際出願における指定国のうちの一の国の国名

ただし、特許法第43条第5項^{※1}の規定の適用（特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項の電磁的方法による交換）を受けようとする者が、広域出願に基づきパリ条約の規定による優先権の主張をしようとするときは、同条第1項に基づき記載するパリ条約の同盟国の国名については当該広域出願に係る広域特許を付与する権限を有する機関（すなわち「欧州特許庁」）の名称を記載しなければならない（特施規27条の3の3第4項^{※2}）。

2. 「最初に出願をし、若しくはパリ条約第4条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A（2）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するものの謄本」は、最初の出願を受理した主管庁が認証したものとする（パリ条約第4条D（3））。

この場合、「最初の出願を受理した主管庁」には、最初の出願が広域出願である場合には当該広域出願を受理した機関^注¹、最初の出願が国際出願である場合には当該国際出願を受理した機関^注¹又は世界知的所有権機関（W I P O）国際事務局も含まれる。

（改訂平成24・4）

^注1 例えば「欧州特許庁」

[※]1 特許法第43条第5項：特43条の2第3項（実11条1項において準用）、実11条1項において準用

[※]2 特施規27条の3の3第4項：実施規23条2項において準用